

## 平成29年第12回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成29年11月17日(金) 午後2時
- 2 場 所 美祢市勤労青少年ホーム 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- |     |       |     |        |     |       |
|-----|-------|-----|--------|-----|-------|
| 議長  | 山本 正二 |     |        |     |       |
| 1番  | 倉増 知  |     |        |     |       |
| 4番  | 伊藤 新司 | 5番  | 安部 好恵  | 6番  | 岸 英法  |
| 7番  | 村上 浩一 | 8番  | 石田 健治郎 | 9番  | 櫛崎 宣明 |
|     |       | 11番 | 萬代 泰生  | 12番 | 井町 哲  |
| 13番 | 武藤 康志 | 14番 | 縄田 善博  | 15番 | 安富 法明 |
| 16番 | 伊藤 太一 | 17番 | 馬屋原 眞一 | 18番 | 桑原 正彦 |
| 19番 | 山本 正二 |     |        |     |       |
- 4 出席推進委員
- |       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 篠田 巧  | 中野 修  | 藤井 繁夫 |
| 山縣 正明 | 山田 孝治 |       |
- 5 欠席農業委員
- |          |        |            |
|----------|--------|------------|
| 2番 宮崎 春夫 | 3番 俵 薫 | 10番 伊藤 美和子 |
|----------|--------|------------|
- 6 欠席推進委員
- 7 事務局
- |            |          |          |
|------------|----------|----------|
| 事務局長 安永 一男 | 主幹 中村 正寿 | 主査 篠田 淳也 |
|------------|----------|----------|

事務局	午後 2 時開会
議長	<p>互礼。</p> <p>只今より平成 29 年第 12 回美祢市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は 19 名中、16 名で定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。尚、本日の欠席委員は 2 番 宮崎委員、3 番 俵委員、10 番 伊藤委員でございます。岸委員につきましては若干遅れて出席するという連絡が入っておりますので申し送りしておきます。それでは美祢市農業委員会議規則第 16 条第 2 項の規定による議事録署名委員を議長の方より指名したいと思います。よろしゅうございますか。(はいの声) ありがとうございます。1 番 倉増委員、18 番 桑原委員。よろしくお願ひいたします。本来でありましたら挨拶をするところでございますけれども皆さん何かと忙しい時期だと思っておりますので議事の方に入らせていただきます。</p> <p>議事順位第 1 議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>1 件朗読。</p> <p>1 件目。申請者は●●市に居住される無職の方です。申請地は●●●●●から北東に 300m の位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第 3 種農地です。この度、相続し宅地に挟まれた申請地を駐車場に転用されるものでございます。この案件につきましては農地法第 4 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。実は、この件。現地調査の時に実際には現況証明で出ておりましたけれども指導して 4 条に差し替えていただいた件でございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
15 番	<p>15 番、安富です。11 月 8 日に事務局、会長、今日欠席の伊藤美和子委員さんと私、地元の推進委員さんで確認をいたしました。1 番ですが申請地は●●の旧道、町の中になります。●●の正門から少し行った所の左側だったと思います。当初は現況証明ということで現地に行ったわけですが最初は家が建っておったんですが現状は家が解体されておりました。ということで 4 条の申請で出てきたわけですが。特に問題はないというふうに思います。以上でございます。</p>

議長	ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。
23番(推進委員)	山田です。安富委員の説明の通り別にありません。
議長	ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第1号は原案の通り決定し諮問会議に附します。推進委員の中には初めてで私の言ったことについて意味が分からない方がいらっしゃるかと思いますので若干説明をさせていただきます。諮問会議というのは山口県の農業会議の中にあります審議会でございます。そこにもって行って諮問会議で異議なしということが決定されれば、この件につきましては4条の許可を美祢市の場合は委譲を受けておりますので県知事名ではなくて農業委員会の会長名で許可書が交付されるということでございます。普通、県の会議が12月を除いて毎月28日前後に開催されております。美祢市からは私と安部委員、そして事務局が説明案件がある場合には出席をして、この会議で何もなければそのまま許可が出る。もし問題がある場合には県の調査が入って現地調査を行って問題がなければ許可が出るという流れになります。3条につきましては農地を農地として農業者が取得される、非農家の方でも取得できるものです。この場合には諮問会議に附すことはございません。農業委員会で決定をし、その日付で許可をすることになります。参考までに覚えていただいたらというふうに思います。それと、もう一つ。推進委員の皆さんは意見を述べることは出来ませんが賛成、反対の採決には参加できませんので申し添えておきます。</p> <p>続きまして議事順位第2 議案第2号 農振法に基づく農用地区域の除外申請について議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>1件朗読。</p> <p>1件目。申請地は●●●●●から北東に1kmの位置にある農用地区域内農地2筆でございます。国道沿いの申請地に●●市に本店を置くリース業者が事務所、リース用作業車の置場を設置するための除外申請でございます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>

議長	ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
15番	説明がありました通り●●●●号線を●●●●に向かって行きますと●●●●の前に信号があります。西側に●●●●の事務所があります。その反対側の東側になります。三角の田が2枚あります。申請地はセイタカアワダチソウが繁茂しておりますが、それについては、この申請以外の所も会長の方から耕作者が管理するように言って下さいと言っておられました。申請地は道路側ですが水路とかは確保されるようでございます。特に問題はないと思います。以上です。
議長	ありがとうございます。地元委員より補足説明がありましたらお願いいたします。
22番(推進委員)	山縣です。安富委員が言われたように問題ありませんので、よろしく申し上げます。
議長	ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案に対し当番委員の報告による協議結果を意見とし決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第2号は協議結果を附して市長の方に送付いたします。新しい方がいらっしゃいますので、ここでも説明を簡単にしておきます。この除外申請というのは市長部局より農業委員会のほうに出てくる案件でございます。よって最終的な回答は農業委員会が市長のほうに行うということになりますので最後に行ったように意見を附して市長のほうに送付するということになります。この場合と現況証明という案件がありますが、この2つの案件につきましては現地調査をされました委員の意見が主となります。農振除外につきましては市長の方へ、現況証明につきましては申請者の方に是非を報告するというふうになります。ですので現況証明等につきましては現地調査をされる委員の責任というのがすごく重いものになってくるというふうに考えております。</p> <p>続きまして議事順位第3 議案第3号 農地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>

事務局	朗読。 全体で178筆ございます。全体面積が274,810㎡、貸し手が36名、受け手が2名でございます。内訳は4ページ以降でございます。1番、2番につきましては中間管理機構と通したあと●●●●●、3番から36番は中間管理機構を通したあと●●●●●へ集積されます。別に資料を用意しておりますが美祢市基本構想をご覧いただきたいと思います。9ページの利用権設定等促進事業に関する事項のなかに利用権設定のすべての農地は効率的に利用されることが認められ、また常時従事することが認められるという必要項目があります。その項目を満たす農業経営基盤促進法第18条第3項1項の中で農用地利用集積計画の内容が、この基本構想に適合するものであることを要件としております。この利用集積計画の要件は満たしていると考えております。以上でございます。大変、説明が簡単でございますがよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。地元委員より何か補足がございましたらお願いいたします。
17番	特にありません。
議長	伊藤委員さんがお休みですが岸委員さん別に問題ないですか。
6番	はい。
議長	それでは委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第3号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第3号は原案の通り決定いたします。続きまして報告事項に入ります。議事順位第4 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届について議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	1件朗読。

	<p>1 件目。●●●●●から北西に400mの位置にあります。宅地に隣接した畑に農機具倉庫、農業用資材の置場等を置かれるための届出でございます。尚この件につきましては10月に農地法上の手続きをおこなわれることなく着工されており、このことへのお詫びと今後、農地法を遵守する旨の始末書があわせて提出されております。尚、届出の前に工事のほうは一旦、中断しております。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
15番	<p>申請地は●●●●●の下になります。今、報告がありましたように倉庫を広げたいということです。申請地は局長の家の隣にありまして局長が、これはいけんということで止められたようでございます。状況については周りに田があるわけでもありませんので無断転用以外、問題ないというふうに思っております。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より補足説明がありましたらお願いいたします。</p>
17番(推進委員)	<p>藤井です。現地調査の日、家の方がお留守だったので後日、本人に会いました。長屋にさしかけをかけるだけだから農地法の詳しいことは分からなかったということでした。私も農業委員を一時やらせてもらってた関係で、そのへんの事情等については説明させていただきました。わずかでも農地にかかれば許可、届出が必要ですよということで、ご本人さんには納得していただきました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。大変ご苦勞でした。それでは委員の皆さんより何か発言がございましたらお願いいたします。</p>
18番	<p>申請人の住所と所在地が違いますが、どうなっているのですか。</p>
事務局	<p>申請人は●●●●●に住んでおられる方で該当する土地を所有されている方です。申請地には息子さん夫婦が住まれておられます。以上です。</p>
17番(推進委員)	<p>土地所有者がお母さんになります。新しい家のほうに若い夫婦が現在お住まいになっています。</p>

18番	分かりました。
議長	他にございませんか。よろしゅうございますか。
委員	はい。
議長	特に発言もないようでございますので報告第1号を終わらせていただきます。 続きまして議事順位第5 報告第2号 畑地造成事前報告について議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします
事務局	1件朗読。 申請地は●●●●●から南西に400mの位置にある田でございます。深い湿田で耕作管理が困難なため自身で盛土を行い今後は、かんきつ類中心の畑地として管理したいという申し出でございます。以上、報告いたします。
議長	ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
15番	申請地は県道を●●から●●のほうを向いて進むと左手に●●に行く交差点があります。その200m、300m手前の左側になります。見た感じは湿田のような感じはしませんでした。盛土をして果樹を植えたいということです。その手前に田があります。片方は山林です。果樹ということで他の田に影響を与えるようなことはないというふうに感じました。水路等も他に影響を与えることはないと感じました。以上です。
議長	ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。
9番(推進委員)	篠田です。当日は都合がありまして現地には行けませんでしたので後日行ってまいりました。図面の通り三角になっておりまして狭い所には果樹を植えるということでございました。果樹を植えたところで周囲に及ぼす影響はないと考えられますので問題はないと思います。以上でございます。

議長	ありがとうございます。報告第2号につきまして何かご意見がありましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。
委員	はい。
議長	特に発言もございませんようですので報告第2号を終わらせていただきます。 議事順位第6 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	36件朗読。 1件目。先程の利用集積でありましたが中間管理事業を利用されるための解約でございます。 2件目から34件目。こちらにつきましても中間管理事業を利用されるための解約でございます。 35件目。こちらにつきましては先月の3条でありました売買の関係で解約の通知が遅れて出てきたものでございます。 36件目。ご本人の都合で返されるということで、この農地につきましては届出現在では作り手が見つからないという状況でございます。以上、報告いたします。
議長	ありがとうございます。1番から35番につきましては次の耕作者が決定しておりますが36番につきましては馬屋原委員さん、どうでしょうか。
17番	多分できると思います。
議長	よろしく申し上げます。今、利用権の推進中でございますので一緒に出していただけたらと思います。委員の皆さん他に何かご意見ございませんか。よろしゅうございますか。
委員	はい。
議長	それでは報告第3号につきましては特に意見もございませんので終わらせていただきます。 続きまして議事順位第7 報告第4号 農地転用現況証明について議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明を

事務局	<p>お願いいたします。</p> <p>1件朗読。</p> <p>申請は3筆でございます。いずれも小面積の畑地でございます。2筆につきましては昭和29年3月から市道として利用されております。登記が変わってないまま現在まできております。1筆につきましては平成初期にはポンプ小屋が設置されており現在もポンプ小屋が現存しておる状況でございます。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
15番	<p>場所は県道を●●から●●に行くと●●●●●●があります。それを越えますと左手に橋がかかっています。その周辺になります。今、事務局から説明がございましたけれど市の道路改良の時に市が、ちゃんとやってくれていたら良かったというお話でした。現状は既に市道として利用されておりポンプ小屋もあります。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。</p>
12番(推進委員)	<p>これは役所の手抜きです。道路改良した時に田を取り込んでやっているのに登記をやり変えていないということです。</p>
議長	<p>ありがとうございます。実は至る所に数えきれないほどの量がございます。お金がかかるものですから市もやらないようでございます。ここの道路改良は私が知っておるだけで2回行われております。最初の道路改良の時に市の名義に変えなかったんだというふうに思います。その隣につきましては昭和40年代に道路改良をやっておりますけれど、この部分については市の名義になっております。このポンプ小屋ですが私の記憶では道路改良に伴って移動されたような記憶をしております。補足をしておきます。只今の報告につきまして皆さんの方より何かご意見ございましたらお願いいたします。</p>
6番	<p>市の道路を拡張した部分は市の財産になるんで本来であれば市が登記するわけですよね。しかし持ち主が申請をするわけですか。</p>
議長	<p>固定資産上では公衆用道路、農地をわけておりますが、公衆用道路ですが個人の名前で残っておりますので固定資産の一覧の中にはありますが課税につきましては非課税となります。</p>

6 番	登記簿上は個人名義で残っているのですか。
議長	残っています。昭和40年、50年代にやった道路改良の時は、ほとんど名義変更をしているようです。それから5年ぐらいして私の地域が道路改良を同じようにやりましたが一部のところは市が分筆をして名義変更をしましたが、かなりの部分でそのままの状態になっているのが現状でございます。何故しないのかと聞いたら、お金がないというふうな話をしておりました。
6 番	道路改良をやった時点で非農地の手続きを農業委員会に申請しておかないといけなかったのですか。
議長	申請者が申請をされて初めて農業委員会は、それを審議します。
6 番	個人がやるのか、市がやるのか。
議長	普通は個人です。固定資産税が来ましたら非農地で公衆用道路とかなっている所については現況証明を農業委員会に出して道路にしておくのも3条等の許可申請を行ううえで絶対に必要になってきますので先に処理をされるのも一つの手かとも思います。名義を変えてくれということになりますと市との関係になります。他に何かございませんか。中野推進委員の意見につきましては市のほうに申し入れを行っておきます。他に意見がございませんようでしたら報告第4号を終わらせていただいでよろしゅうございますか。
委員	はい。
議長	ありがとうございます。 続きまして議事順位第8 報告第5号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。私が役員の報告書がありますが、このまま審議を続けてもよろしゅうございますか。
委員	はい。

議長	ありがとうございます。
事務局	朗読。 今回1件、提出がありました。事業の状況、構成員の状況、執行役員の状況等を審査しましたところ適正であったことをご報告申し上げます。またこの度、説明用ということで資料を用意しております。1枚紙になりますが、その中に表があります。法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件が報告書の審査の基準となっております。さらに詳しくは農地法に記載されております。以上でございます。
議長	ありがとうございます。只今の説明に対して発言がございましたらお願いいたします。
15番	これではありませんが最近、報告書を見ると段々と売上げが下がってきているように思いますが。
議長	一昨年まで法人さんの糶摺り、福祉団体の乾燥糶摺り、個人の田植え、刈り取り、乾燥、糶摺りまでを一括して受けておりましたが、あまりにも人任せなので私のほうでお断りをしました。その関係で大きくダウンをしたというところでございます。他の法人の売上高が減ってきているのは、やはり補助金絡みの関係での所得が落ちてきているのではないかと私は思っております。他に何かございませんか。よろしゅうございますか。
委員	はい。
議長	それでは報告第5号を終わりたいと思います。その他の項に移りたいと思います。事務局より何かありましたらお願いいたします。
事務局	次回の日程についてお知らせをいたします。第13回総会は12月13日の水曜日。午後2時より勤労青少年ホーム2階大会議室で行います。農業相談日は12月12日の火曜日。萬代委員、倉増委員、安富委員にお願いいたします。現地調査は12月6日の水曜日。萬代委員、石田委員にお願いいたします。続きまして農地利用最適化推進日誌についてのお願いですが今、皆さんのほうに20枚程度用紙をお配りしております。今まで、お配りしておりました農業委員活動日誌の代わりになるものになります。つきましては総会に出られた、また何か農業委員の活動をされたことを報告書に記入していただいで出来るだけ毎月の提出をお願いしたいと思います。交付金にも関係がありますが、そのことについては事務局のほうで仕分けを行いまして書類等を作成いたします。

これから利用権の設定などで大変、書類が多いと思いますし更に日誌をつくるということで大変お手をわずらわせますが是非、活動記録簿と一緒にその作成もお願いいたしたいと思います。後ほど説明がございしますが農地パトロールも活動日誌の中に記入をお願いしたいと思います。日誌については以上でございします。もう1点。美祢市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)ということで皆さんのお手元にお配りしております。この指針の作成につきましては法で定められており作成に努めなければならないということになっておりますので来年の3月の公表を目指して作成していきたいと思います。また美祢市の基本構想とも関連がございしますので是非、目を通していただけたらと思います。これは先月お配りした指針の資料をもとに作っておりますので、かなり変更を加えていきたいと思います。1回目の協議ということで12月の総会の後でも指針について意見等をいただきたいと思います。以上でございします。

私の方から2点ほど、ご説明いたします。1点目ですが農業委員さんと最適化推進委員さんへご連絡いたします。今、利用権設定の更新とか新規の設定が進められていらっしゃると思います。提出期限は来年の2月の総会にしております。既に更新作業が完了された方がいらっしゃれば年内でも提出を受付ますので事務局まで提出をお願いいたします。それで印字されている方で申出者の借り手さんが変更とかなった場合、線を引くなりして訂正して元の印字されている紙を出来るだけ使ってください。もし印字されている方で、どうしても嫌だという方があれば新しい紙で提出されても結構です。その場合、古い紙を後ろに添付していただけたら以前、設定されていて次の耕作者がやられるんだと分かりますので、そのようにご協力をお願いいたします。それと利用権設定を進める中で担い手協議会のほうで利用権設定をされておりますが、これは農林課が主体としている事業で農林課さんが担い手協議会をつくっていらっしゃるって、それで利用権設定されているのもあります。これは昨年から周期を迎えておまして今回の利用権設定でも約220筆ぐらいになります。農林課さんも忘れていらっしゃるだったので担当の方に通知文をするなり何かをお願いしておりますので担い手協を通じて利用権設定されている方は文書等、借り手さんと貸し手さんの方にあつたと思います。対象となっている方は村中清士さんと中野修さん。法人であれば、ひらのさん、宮の河内生産組合さん、深土さん、中辺さん、鳳鳴さんが何筆がかかっております。続きまして2点目ですが、これは最適化推進委員さんをお願いいたします。8月から9月に農地パトロールを行いました。その時、草刈り等されていない部分を11月にもう一度確認をお願いいたします。この時は写真は不要です。自分で管理されたいという場合は写真等、撮影されても結構です。事務局の方に写真の提出は必要はありません。以前、非農地判定した筆とか今回、非農地通知を出すような筆は見られなくて結構です。それ以外の農地であれば草刈りや作付けとかされていらっしゃるれば、その改善された様子を報告書を持っていらっしゃる方は、その報告書の開いている所に改善されたということが分かるように事務局の方に提出していただきたいと思います。12月1日までに事務局の方に届くようにしてください。FAXとか電話でもよろしいです。改善されなかった場合、事務局の方から土地所有者に利用意向調査というのを発出しなければなりませんので、よろしくお願いいたします。個人情報が入っていますので取り扱いには十分注意してください。

	<p>続きまして全国農業新聞の購読についてのお願いです。皆さんのお手元のほうに改正農業委員会法における全国農業新聞普及の重要性についてという印刷があると思います。この文面を読んで理解していただき、あと青い紙がございますが是非この購読を進めていただけたらと思います。最後に和解の仲介ということで豊田前町の農業者から6月に和解の仲介の申出がありました。現在まで地域の方と農業委員さん、推進委員さんをお願いして何とか地域のほうで解決出来ないかということで対応しておりましたが未だ解決出来ておりません。つきましては12月になります。仲介委員会を立ち上げて和解の仲介を行えたらと考えております。以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。先程、事務局長の方からの報告の中に全国農業新聞の購読についてありましたけれど実は唯一、美祢市の農業委員会は農業委員さんが全員、全国農業新聞をとってないということで県の農業会議の方から非常に厳しい指摘がありました。農業委員さんは少なくとも全員、購読をお願いいたします。農業委員会に関する法律について、いち早く報道されるのがこの新聞でございます。購読されていない委員さんはよろしく願いいたします。それと、もう一つ。絶対にとは言いませんが一人2部以上の新聞を増やしてほしいというのが県の農業会議のほうの思いでございます。もし、ご協力いただければ非常に幸せだというふうに思っております。来年の1月ぐらいまでに一年間の購読を100部増やしていただけたら来年の3月ぐらいから今、全国農業会議のほうにヨーロッパへの視察旅行にご招待するということです。それと、もう一つは50部以上で金一封を出すということでございます。こういうふうなものもありますのでチャレンジをしてみただけたらと思います。それともう一つは、ある程度の部数を増やしていただければ毎年2月に東京の高級ホテルへ招待していただけるということでございますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。以上です。</p>
17番	<p>活動記録簿ですが印鑑をつく所がありますが、それは全部もらわないといけないのですか。</p>
事務局	<p>農地パトロールは印鑑はいりません。相手方と交渉するとか、その場合に証明になるということです。</p>
6番	<p>全部いるものですか。</p>
議長	<p>全部もらってくれとは言いません。出来たらもらってほしいんです。なぜかと言うと、これによって報酬以外のお金を出すために、これをもとに書類を作りますので出来たらもらって下さい。もらえないところは仕方ありません。</p>

事務局	それと補足ですが今、利用権の設定を行っております。申出書を相手方に書いてもらっております。日誌の署名欄に書く必要はありませんが日時と場所と行った人の名前を書いていただいて詳細は利用権の設定の紙になりますので申出書に日誌をつけていただけたらと思います。利用権の申出書だけで証拠書類となるかということで県に確認しましたが、どうしても日誌は出していただきたいという回答でした。
17番	今回の利用権申出書を市外に送られていますよね。その方から電話がよくかかってくるのですが、こういうのはないのですか。
議長	誰から、かかってきたと書いていただければと思います。確かに面倒とは思いますが今までは、そのへんはボランティアで活動してきた部分に少しですが報酬を出そうということになりましたので利用出来るところは利用していただけたらというふうに思います。
6番	逆に報酬は毎月もらっているのだけでいいよという場合は出さなくてもいいのですか。
議長	いいですよ。
16番	補助金を使いきらなかったら戻してもいいのですか。
15番	予算書を出していると思います。予算だから実績に応じて後、県から申請してくるよというのなら分かんなくてもないですが前もってきて余ったら返せとか、おかしな話になることはないのですか。
事務局	流れとしては12月末で締めて1月に申請しますが、その時に返ってこない金額で申請しますので返還するという事はないと思います。
議長	もらえる金額で申請します。一つほど言っておきます。美祢市の農業委員会の報酬は農業委員さんで25,000円です。推進委員さんで23,000円だと思います。25,000円を12ヶ月足していただいたら、いくらになるかということです。今回の交付金で頂ければ最高で500,000円ちょっともらえます。美祢市の報酬の倍近い金額になりますので是非つけて出していただけたらと思います。推進委員さんも含めてお願いをいたします。私はいらないという方に無理して出して下さいとは言いません。

17番(推進委員)	<p>推進委員の方から発言したらいけないと思いましたが13日の荒廃農地のパトロールを行いました。その時に農業委員の伊藤委員と推進委員の私と事務局3人で農地パトロールをやった際に一番、最初の現場は耕作されていた農地でした。田を作っているのに、どうしてですかと聞くと以前に荒廃農地として登録されているということで現況の写真を撮られました。その時思ったのは、農地自体が私が農業委員をやる前から利用権設定をされて、ずっと耕作されている所でした。これというのは除外するわけにはいかないのですか。</p>
議長	<p>その件につきまして3ヶ月か4ヶ月前に県の会議で質問しました。最初は、いいのではないかという回答がありましたが法律をきちんと精査したら、やはり駄目だということになりまして一度登録された所については、きちんと報告をなさйтеということになっております。それで県の方にも、そういうふうな煩雑なことは少しでも減して事務局、農業委員、推進委員の仕事も軽減するようということで申し出をしております。国の方にも、そういう申し出があったことを報告しますという回答を得ておりますので今後どのように変化してくるかについては、また何らかの形で動きがありましたら、それこそ私達の耳に入る前に全国農業新聞のほうに出ますので是非よろしく申し上げます。他にありませんか。ありませんでしたら終わりにしたいと思います。</p>
事務局	<p>互礼。</p> <p>午後3時25分閉会。</p>

議事録は正確なることを認め署名、押印する。

平成29年11月17日

議長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

